

平成 21 年 4 月 5 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084212

研究課題名（和文） 紛争過程における情報探索行動の役割

研究課題名（英文） The Role of Information Seeking Behavior in Disputing Processes

研究代表者

濱野 亮 (HAMANO RYO)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：80267385

研究成果の概要：国民が経験した法律問題とその対応行動の概要を質問票調査によって明らかにした。その上で問題経験者が弁護士を依頼するか否かを左右する要因として、当該経験者の過去の弁護士利用経験と法律家の知人のいることの二要因が重要であることを示した。過去の弁護士利用経験もなく法律家の知人もいない人々が問題経験者の62%を占めるが、彼らの弁護士依頼率は0.6%にすぎず、地方自治体や弁護士会の法律相談の利用率も低く、利用しても弁護士依頼に結びつかない。これらの知見に基づき若干の政策的提言を行った。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	1,100,000	0	1,100,000
2004年度	1,300,000	0	1,300,000
2005年度	900,000	0	900,000
2006年度	1,500,000	0	1,500,000
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	900,000	0	900,000
総計	6,500,000	0	6,500,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学、紛争行動、社会調査、民事司法、法情報、弁護士

1. 研究開始当初の背景

(1) 民事紛争の発生及び処理に関するわが国の一般市民を母集団とする経験的データが存在していない状況のもとで、特定領域研究全体で実施する3つの全国調査のうち、紛争行動調査を計画研究班のA01およびA02の他班と共同して実施することにより、紛争遂行過程の特に初期の段階を中心にして、国民の間でどのような民事上の問題が経験されているのか、問題処理のために当事者が相手方に対してどのような行動をとっているのか、また、どのような相談機関を利用しているのかに重点を置いて明らかにするが目

指された。

(2) 立教大学班は、A01及びA02の他の二つの班と協力して、紛争行動調査の予備・予備調査、予備調査、本調査を企画・実施し、データ分析を行う役割が与えられた。A02班内部での分担は、紛争過程における情報探索行動の役割であり、広い意味で、紛争当事者が情報を探索する行動の実態を経験的データにより確定し、それを規定している諸因子について分析することが任務とされた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、現代日本社会の一般

市民の紛争行動を、A01 および A02 の他の二つの班と協力して経験的データにより明らかにするとともに、紛争行動において、情報探索行動が、どのような役割を果たしているのか、それを左右する要因は何かを経験的データに基づいて明らかにすることにある。

(2) 研究を進めていく過程で、情報源のうち弁護士への相談と依頼について、興味深い知見が得られたので、情報探索活動を広義にとらえ、弁護士依頼を左右する要因の分析に焦点を当てることとした。

3. 研究の方法

(1) 予備・予備調査、予備調査を経て確定した調査質問票について、行動調査の部分 (A02 担当) は面接法により、意識調査の部分 (A01 担当) は留置法により実施した。実査は調査会社に委託した。データは、主に SPSS を用いて分析した。

(2) 国際比較の対象としてイングランドの代表的な先行研究 (H. Genn による Paths to Justice) を参照し、とりまとめた。

(3) 政策的含意を得る際、手がかりをえるために司法制度改革の一環として発足した総合法律支援について文献に基づいて基本的特質を明らかにした。

4. 研究成果

(1) ①紛争行動調査の単純集計は、村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』におさめられている。広義の情報探索行動については、次のような知見が得られた。

②問題経験者のうち、本またはインターネットで情報を集めた者は 13%にとどまった。本とインターネットはほぼ同じ比率で利用されている。問題類型別で見ると、家族・親族問題経験者では、本またはインターネットで調べた比率が特に高くなっている。逆に、近隣問題経験者では低くなっている。

③広義の情報探索行動として、第三者への相談とその評価については、第三者に相談した者が 61%であり、この中には、家族・親戚・友人・知人と、職場の同僚・上司・先輩・後輩が含まれている。

最も多くが相談した相手は、家族・親戚等であり (37%)、続いて保険会社・保険会社社員 (32%)、警察・警察官 (20%) である (複数回答あり)。保険会社・保険会社社員の多くは、交通事故を初めとする事件・事故の経験者である。

1 番目の相談相手として最も多かったのが家族・親戚等 (26%)、保険会社・保険会社社員 (22%)、警察・警察官 (15%) であり、2 番目の相談相手としては、保険会社・保険会社社員 (21%)、家族・親戚等 (21%)、同僚・上司等 (8%)、弁護士 (8%)、警察・警察官 (8%) である。後の述べるイングランドと

の差が大きい。

相談した第三者に対する評価をみると、「役に立たなかった」という回答がかなり多くなっている。政党・政治家で 50%超、民生委員・町内会役員などで約 50%、市区町村の法律相談や、市区町村のその他の窓口で約 40%が「役に立たなかった」と答えている。逆に、「役に立たなかった」との回答率が低いのは、労働組合 (約 10%)、保険会社・保険会社社員 (約 15%) であった。

(2) ①日本と比較する対象として先行研究のあるイングランドについて概観したのが「司法アクセスにおける相談機関利用行動—イングランドの現状を参考にして—」である。

イングランドにおいて最初に行われた全国的な紛争行動調査は H. Genn による Paths to Justice 調査である。

調査結果を見ると、相談機関 (家族等と同僚等はのぞく) 利用は、些細でない法律問題経験者の 60%であり、上記わが国の紛争行動調査のデータより少し高くなっているが、大きな差ではないといえよう。しかしながら、相談相手では大きく異なっている。すなわち、最初に接触した相談機関は、第一位がソリシタで 24% (相談機関利用者に占める比率)、第二位が市民相談所 (Citizens Advice Bureau) で 21%、この二つで半数近くを占めている。身近な弁護士であるソリシタへの相談率の高さ、および、ボランティアの相談員が法律問題に限らず様々な問題に対して助言サービスを行っている市民相談所がよく利用されている点が司法アクセス上の特徴である。そして、市民相談所からソリシタが紹介されるケースがかなり多くなっている。②イングランドでは、このような状況のもとでコミュニティ・リーガル・サービスが導入され、隙間のない案件紹介ネットワークの構築が政策目標として掲げられている。それは、最初にアクセスしたサービス提供機関が当該案件にとって最善の機関でないケースが少なくないことを前提として、2 回目の紹介先で最善の機関に到達できるよう、関係者が努力し、システムとして工夫するというアイデアである。実際には、様々な障害が指摘されていて理想通りには進んでいないようであるが、近年の経験的研究によって、初診力の重要性が指摘されている。

すなわち、最初に案件が持ち込まれた機関で、当該案件は、自らが処理すべきか、それとも、他の専門機関を紹介すべきかを、的確に判断することが重要であるとされている。そして、そのような判断を組織として行うための経験が紹介されている。専門分野を持つ弁護士とボランティアの相談員がチームを組んで、法的専門能力を含むポートフォリオを整備し、的確に初診を行おうとするロー・

センターの実践はその一例である。

③わが国の場合、先に示したように、最初の相談先としては弁護士や法律相談窓口は大きな比重を占めていないが、調査後に総合法律支援が発足し、日本司法支援センターの情報提供業務が展開するなかで、初診力の重要性和、2回目の紹介先で適切なサービスにたどりつけるようにするという考え方は示唆するところが大きいと考える。

(3) 司法アクセスに関しては、わが国の司法制度改革の一環として総合法律支援が発足した。紛争行動調査を実施した時期にはまだ発足していなかったが、データを分析するにあたっては、政策的提言をするためにも、新たに発足した総合法律支援の制度と運用について基本的な研究を行い、紛争行動調査の分析の参考にすることを試みた。

総合法律支援が発足した直後において、日本司法支援センターの情報提供業務を中心に、司法アクセス拡充の観点から、その特徴と問題点を指摘したのが論文「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」である。司法支援センターの情報提供業務において法律相談を行えないという制度設計に疑問を呈し、また、地域事務所をトップとする一極集中型のネットワークになる危険性を示してきた。次に述べるように、法律相談においては、過去の弁護士利用経験がなく、法律家の知人もいない者と弁護士を以下に結びつけるかが重要な課題であるところ、司法支援センターの情報提供業務においても、この点に配慮した実務が望まれるところである。

(4)① 紛争行動調査の本調査のデータに基づいて、問題経験者の弁護士へのアクセス状況を明らかにし、それを規定する要因を検討してまとめたのが「弁護士へのアクセスの現状と課題」(『法社会学の新世代』所収)である。

2000年3月以降の5年間で、なんらかの法律問題を経験した者のうち、弁護士を依頼した者は5.3%であった。依頼率は問題類型によって異なっており、最も依頼率が高かったのが家族・親族問題で22%が弁護士に依頼していた。続いて金銭貸借問題で16%が弁護士に依頼していた。逆に、弁護士依頼率が低かったのは、商品・サービス問題、雇用上の問題、事件・事故、近隣関係、民間保険・税金・公的年金・保険であった。問題類型以外の変数で弁護士依頼率と関連していたのは、金銭換算額、本人の年齢、世帯収入、居住地域、法律家(弁護士、裁判官、検察官、公証人、法学教授)の知人の有無(紹介してもらう当てがある場合を含む)、過去の弁護士利用経験などである。

②これらの要因のうち、法律家の知人の有無と過去の弁護士利用経験の二つの変数を抽出し、回答者を4つのタイプに区分し、それらが弁護士へのアクセスにどう関わっているのかを分析した。すなわち、弁護士利用経験があり法律家の知人があるタイプ1、弁護士利用経験があり、法律家の知人がないタイプ2、弁護士利用経験がなく、法律家の知人があるタイプ3、弁護士利用経験がなく、法律家の知人がないタイプ4である。

問題経験者全体をみると、タイプ1が8%、タイプ2が4%、タイプ3が26%、タイプ4が62%であった。

4タイプと弁護士依頼は関連しており、弁護士利用経験があるタイプ1とタイプ2で弁護士依頼率が高く、特にタイプ1では4割程度が弁護士依頼している。これに対して、タイプ4では弁護士依頼率は非常に低く、0.6%にすぎない。このように弁護士利用経験がなく、法律家の知人がいない者では弁護士依頼率が著しく低くなっているのは、このデータに基づく重要な知見である。わが国における弁護士依頼は、タイプ1とタイプ2、とりわけタイプ1に大きく偏っているのである。

世帯収入は理論的には弁護士へのアクセスを左右し、世帯収入が高いほど弁護士依頼率は高くなるという仮説が立てられるが、データによれば、もう少し事情は複雑であり、ここにも4タイプが関わっている。すなわち、世帯収入と弁護士利用経験との関係は、世帯収入1000万円以上で弁護士利用経験者が多いとともに、200万円未満でも少なくない。これは、後者の層に高齢者が多く含まれているためである。これに対して、世帯収入と法律家の知人の有無との関係は、線形であって、高所得層ほど法律家の知人のいる人が多くなっている。

次に、弁護士利用経験がある人々では、世帯収入が800万円以上の層で弁護士依頼率が有意に高くなっているのに対し、弁護士利用経験がない人々では、世帯収入と弁護士依頼とは関連していない。また、法律家の知人がいる人々では、800万円以上で弁護士依頼率が高いのに対して、法律家の知人がいない人々では、800万円以上でも弁護士依頼率は高くない。この二つの結果は、世帯収入の効果が、弁護士利用経験、および、法律家の知人のいることの効果よりも弱いことを示唆している。

世帯収入の高さが経済力を示す一つの指標であるとするれば、世帯収入は、他の社会的変数と相まって、弁護士利用経験を得たり、法律家を知人として持ったり紹介してもらうあてがある一群の人々(人口の3割程度)を弁護士に近づけており、その上で、彼らの中で、所得の高い層で、弁護士依頼率をより高める結果をもたらしている。しかしな

がら、それ以外の、弁護士利用経験もなく、法律家の知人のない多数の人々においては、世帯収入は弁護士依頼に結びついていない。③4タイプは、相談機関利用行動とも関連している。弁護士への相談率はタイプ1とタイプ2で高く、タイプ4で著しく低い。市区町村の法律相談や弁護士会の法律相談の利用率もタイプ1とタイプ2で高く、タイプ3とタイプ4で低い。市区町村の法律相談以外の相談窓口など一般的な相談機関への相談率は、タイプ2で高いが、タイプ1は高くない。この点で、異なっている。このように、弁護士と関連の深い相談機関で、タイプ1とタイプ2の利用率が高いのである。

さらに、市区町村の法律相談や弁護士会の法律相談に相談した人の中で、実際に弁護士に依頼したか否かを調べると、タイプ1とタイプ2でやはり依頼率が高くなっている。

このように、タイプ1とタイプ2は、弁護士関連の法律相談を積極的に利用しており、かつ弁護士依頼に結びついているのに対し、タイプ3とタイプ4、特にタイプ4では、弁護士関連の相談機関の利用率自体も低く、また、利用しても弁護士依頼に結びつく比率が低くなっている。ここからは、弁護士関連法律相談機関の機能不全が示唆される。

④このように、弁護士への依頼が、過去の弁護士利用経験者や、法律家の知人のいる人に傾斜している現状に対しては次のような対策が政策的に示唆されるであろう。第一に、法教育によってタイプ4の人々と法機構の距離を縮めることである。第二に、弁護士会の法律相談において、特にタイプ4の人々へ配慮した体制の組み方となるよう工夫する必要がある。第三に、地方自治体の法律相談についても、弁護士を任期付き公務員として雇用するなどして、タイプ4の人々の弁護士ニーズが弁護士依頼につながるよう工夫する必要がある。総合法律支援のもとで、各地の法テラスは、このような方策を積極的にとり入れるべきである。

(5)以上のうち、特に(4)で示した成果は、司法制度改革審議会が実施し2000年に報告書が公表された民事訴訟利用者調査の結果とも平仄があい、わが国における弁護士利用のパターンを経験的データによって確定することができたといえる。

市民の弁護士利用については、B班が法使用行動の視点から、C班が訴訟行動の視点からデータ収集と分析を分担している。3つの班の分析を総合することにより、わが国の一般市民が問題に直面したとき、弁護士をどのように利用しているか、それを規定している因子は何かについての全体像が明らかになる。そのような研究は従来皆無であり、その意義は大きい。さらに、海外に向けてこの研

究成果を発信することにより、民事紛争処理過程の社会間の共通性と差違に関する比較法社会学研究に一定の貢献をすることができるといえる。実際、アメリカ法社会学会と国際社会学会法社会学研究部会の研究者ネットワークが形成され、交流が進んでいる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

①濱野亮「民事司法過程の法社会学——企画趣旨説明」『法社会学』査読無70号(2009年)1—12頁

②濱野亮「弁護士へのアクセスの現状と課題」太田勝造＝ダニエル・H・フット＝濱野亮＝村山眞維編『法社会学の新世代』(有斐閣、2009年)査読無68—97頁

③濱野亮「司法アクセスにおける相談機関利用行動」伊藤眞他編『民事司法の法理と政策』(下巻)(商事法務、2008年)査読無143—181頁

④濱野亮「日本における司法ネットのあり方」法律扶助協会編『市民と司法—総合法律支援の意義と課題』(法律扶助協会、2007年)査読無143頁—177頁

⑤濱野亮「総合法律支援における司法書士の役割」『月報司法書士』査読無425号(2007年)25—30頁

⑥濱野亮＝村山眞維「予備調査から本調査までの経緯」村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』(有斐閣学術センター、2006年)査読無9—19頁

⑦濱野亮「情報収集行動」村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』(有斐閣学術センター、2006年)査読無109—112頁

⑧濱野亮「第三者への相談とその評価」村山眞維・松村良之編『紛争行動調査基本集計書』(有斐閣学術センター、2006年)査読無117—147頁

⑨濱野亮「地域に密着した柔軟で主体的な司法ネットの展開に向けて」『リーガル・エイド研究』査読無、第12号(2006年)1—21頁。

⑩濱野亮「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」『ジュリスト』査読無、1305号(2006年)29—37頁

[学会発表] (計4件)

①濱野亮「民事司法過程の法社会学—企画趣旨説明」(日本法社会学会学術大会全体シンポジウム2008年5月11日、神戸、神戸大学)

②Ryo Hamano, “Advice Seeking Behaviour of Civil Disputants in Japan” (Joint

Annual Meeting of Law and Society Association and Research Committee on Sociology of Law in Berlin, 27, July, 2007)

③濱野亮「問題経験者の対応行動」(日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム、2007年5月12日、新潟大学)

④M. Murayama, S Minamikata, R. Hamano, K. Ageishi, I. Ozaki, I Sugino, “Legal Problems and Their Resolution — Disputing Behaviour in Japan—” (Research Committee of Sociology of Law Annual Meeting in Paris, July 2005).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱野 亮 (HAMANO RYO)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：80267385

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし